皇室事項

行啓

皇后陛下は、三月二十八日午後八時三分御出門、「東日本大震災復興応援コンサート　コバケンとその仲間たちオーケストラ」を御鑑賞のため、東京文化会館（台東区）へ行啓、同十時二十五分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

国土交通省防災業務計画の改正要旨の公表について

国土交通省防災業務計画を改正したので、災害対策基本法第36条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成25年４月２日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省防災業務計画の改正要旨

一　改正の目的

平成24年９月の防災基本計画の修正等を受け、所要の改正を行った。

二　改正年月日

平成25年３月13日

三　改正の要旨

大規模広域災害への対策、原子力災害への対策を中心に、関係機関や民間事業者との協定締結、複合災害に対する備え、緊急時に国が行う水防活動の実施、情報収集等を行うリエゾン等の自治体派遣、被災地への支援物資の供給・輸送、住民が災害教訓を伝承する取組の支援、原子力災害時の緊急輸送の支援等について所要の改正を行った。

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成25年４月２日

東北地方整備局長　徳山日出男

道路の種類	路線名	区　間
一般国道	７号	秋田市土崎港相染町字街道下44番１から同市土崎港相染町字街道下44番１までの上り線
		秋田市土崎港相染町字街道下44番１から同市飯島道東一丁目１番23までの上下線
		秋田市飯島道東一丁目１番23から同市飯島道東一丁目192番27までの上り線

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、神奈川労働局の関係事業主を代表する者来嶋慎也の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成25年４月２日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、神奈川労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成25年４月11日

4　推薦書及び添付書類提出先　神奈川労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国土交通

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第１項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。

平成25年４月２日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　学科試験を行う航空従事者技能証明等

一　定期運送用操縦士の資格に係る技能証明であって、外国政府の授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者で、試験の免除を受けようとするもの

二　事業用操縦士（飛行機及び回転翼航空機に限る。）の資格に係る技能証明

三　計器飛行証明

四　航空英語能力証明

2　学科試験の期日及び場所　平成25年５月19日（日）東京都、大阪市

3　申請書の受付期間　平成25年４月16日（火）から平成25年４月22日（月）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。

4　申請書の提出先

一　東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南１丁目１番15号（郵便番号102―0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

二　大阪市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号（郵便番号540―8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成25年４月24日（水）までに提出すること。

5　学科試験受験手数料

一　第１項第一号から第三号に掲げる技能証明等に係る学科試験を受験しようとする者は、5,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

二　第１項第四号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験を受験しようとする者は、22,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

6　英語による学科試験は東京都において、以下の資格及び科目について実施する。

一　定期運送用操縦士（法規）

二　計器飛行証明（計器飛行一般）

7　学科試験の詳細については、受験票送付の際に通知する。

8　実地試験の期日、場所その他必要な事項については、学科試験合格者に対し別途通知する。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

三月二十九日（金）

○国会提出案件（抜粋）

一　衆議院議員選挙区画定審議会の「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告」を国会に報告することについて（決定）（内閣府本府・総務省）

○法律案

一　総合特別区域法の一部を改正する法律案（決定）（内閣官房）

一　道路交通法の一部を改正する法律案（決定）（警察庁）

一　不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案（決定）（国土交通省・金融庁）

一　大気汚染防止法の一部を改正する法律案（決定）（環境省）